

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

前橋市長  
群馬県知事

あて

令和5年6月8日

提出者 〒 101-0048  
住 所 東京都千代田区神田司町2-6

氏 名 株式会社 新進 総社工場  
代表取締役 籠島 正雄

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 027-252-5221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 株式会社 新進 総社工場

事業場の所在地 前橋市高井町1-6

計画期間 令和<sup>5</sup>年4月1日～令和<sup>6</sup>年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 食料品製造業

②事業の規模 3, 371百万円（令和4年度売上高）

③従業員数 105人

④産業廃棄物の一連の処理の工程

汚泥は自社で脱水または圧搾後、処理業者に委託し肥料化または固形化後、埋め立て処分される。食残は自社で脱水または圧搾後、処理業者に委託し肥料化される。廃プラスチック類は、処理業者に委託し焼却される。燃殻は処理業者に委託し建材として再生される。金属類は、再利用される。



（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ
	排出量	138.0 t	1187.6 t
	（これまでに実施した取組） 汚泥については、燃料化の検討。動植物性残渣については歩留まり向上の活動にて、植物性残渣の削減を目指した。廃プラスチック類では有価取引の検討。燃え殻については焼却物の選別を検討した。		
②計画	【目標】 10%削減		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ
	排出量	124.2 t	1068.9 t
	（今後実施する予定の取組） ・汚泥については燃料化を検討し削減を行う。 ・動植物性残渣については水分量の見直しと有価での処理検討を行う。 ・廃プラスチック類については分別を徹底して有価引き取りに移行できるものを増やす。 ・燃え殻等については焼却物等を選別し発生量を削減する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） なし。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） なし。

廃プラスチック類	燃え殻	金属くず	木くず
31.6 t	0 t	0.03 t	1.1 t

廃プラスチック類	燃え殻	金属くず	木くず
28.4 t	0 t	0.03 t	1.0 t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず				
0.05 t	— t	—	—	— t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず				
0.045 t	—	—	—	— t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） なし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） なし。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組） なし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組） なし。			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) なし。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) なし。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ
	全処理委託量	138.0 t	1187.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	104.4 t	316.6 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t

(これまでに実施した取組) ・汚泥では、乾燥汚泥の発生を抑制する運転スケジュールを実施。 ・生産工程からのこぼれ等を低減して動植物性残渣の発生を防ぐ ・食残の圧搾効率を高め水分を絞り重量の低減を図る。 ・廃プラスチック類廃棄の際は、分別を行い再生を前提とした業者選定、委託を行っている。 ・充電式乾電池及びLED化の推進

- t	- t	- t	- t

- t	- t	- t	- t

廃プラスチック類	燃え殻	金属くず	木くず
31.6 t	0 t	0.03 t	1.1 t
24.5 t	0 t	0 t	0 t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t

- t	- t	- t	- t

- t	- t	- t	- t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず			
0.05 t	- t	- t	- t
0 t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t



②計画	【目標】5%増		
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残さ
	全処理委託量	124.2 t	1068.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	110.0 t	332.0 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
<p>(今後実施する予定の取組) ・汚泥、動植物性残渣は熱利用が可能である為、有価による処理ができるルートを開拓する。 ・動植物性残渣の一部は、飼料化の可能性があるので有価による飼料の用途を検討する。 ・廃プラスチックでRPF処理が可能な物は分別を行い有価処理ができるよう検討する。 ・充電式乾電池を推進する。 ・分別の推進を実施する。</p>			
※事務処理欄			

廃プラスチック類	燃え殻	金属くず	木くず
28.4 t	0 t	0.03 t	1.0 t
25.7 t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず			
0.045 t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t
- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。